

1 日時

平成26年2月26日（水） 14:00から16:00まで

2 場所

富山県民会館401号室

3 出席者

委員：楠井委員長、鍛冶委員、水野委員、湯浅委員、小見委員、島委員、高橋委員、
上埜委員、中田委員、南部委員、藪委員、吉田委員、若林委員（13名出席）

事務局：竹内自然保護課長 ほか

4 議題及び概要

<議題>

(1) 富山県生物多様性地域戦略（仮称）（案）の策定について

ア 平成25年度生物多様性に関する事業者による取組の実態調査について

イ これまでの意見と対応

ウ 戦略（最終案）について

(2) 希少野生動植物の保護対策のあり方について

(3) これまでの経緯と今後のスケジュールについて

<概要>

前回の小委員会における指摘事項及びパブリックコメントの結果をふまえた富山県生物多様性地域戦略（仮称）（案）及び希少野生動植物の保護対策のあり方について、審議が行われた。

戦略（案）及びあり方の最終案については、各委員からの意見を踏まえて修正のうえ、委員長に一任することとして了承された。

最終案は、平成26年3月開催予定の環境審議会において、審議される。

5 質疑内容

(1)富山県生物多様性地域戦略（仮称）（案）の策定について

（事務局）

戦略の理念については、過去2回の会議において保留としており、本日皆様に提示する予定であったが、少し時間をいただいて戦略の名称と合わせて県の方で決めたい。この件について本日委員の皆様のご了解をいただきたい。

（各委員）

異議なし。

（委員長）

異議なしと委員の皆様からいただいたので事務局一任ということにしたい。

(1)ア 平成 25 年度生物多様性に関する事業者による取組の実態調査について

(事務局)

生物多様性に関する事業者による取り組みの実態（資料 1－1）について報告

(委員長)

ただ今の報告についてご意見等はないか。

(各委員)

意見なし。

(1)イ これまでの意見と対応 及び ウ 戦略（最終案）について

(事務局)

戦略別冊資料編及び戦略（案）第 1 部について説明

(委員長)

まず、第 1 部についてご意見はあるか。

(委員)

38 ページの参考指標について、自然環境保全地域を減少させないとの記述だが、戦略なのでもう少し前向きな内容にできないか。

(事務局)

自然環境保全地域については、市町村からの要望により指定を行うが、現在は要望がないので現状維持といった意味を込めてそのような表現にしている。「減少させない」がいい言葉かどうかということはあると思うので表現を考えたい。

(委員)

31 ページだが、図 19 について富山湾のデータもあればわかりやすい。34 ページの里地里山・田園地域は範囲がかなり広くイメージしにくいと思う。平野部とせいぜい 200～300m の丘陵地域かと思うが、いろいろな環境が混じり合っている。多様性で重要なのは、里山や平野部・水辺環境であり、田園地域ではこのような状況だと書いた方がいい。分かりにくい。富山は平野部と里山は分かれている感じもするので、整理してほしい。

(委員)

シカについては今年から生息状況を把握したいとのことだが、39 ページのツキノワグマによる人身被害発生数のようにシカのこと項目を入れ数値化してほしい。ナチュラリストでも話題に上がり、一部の人間だけでなく皆さんに伝える必要がある。県としてもしっかり明記すべき。

(事務局)

ニホンジカについては平成 26 年度から調査することとしており、予算も確保し、県としてもしっかり取り組むつもりでいる。これから現状を調査するため、目標値に入れるということは難しいが、99 ページの 18～19 行目に記載し、県としても進めていくところである。

(委員)

4 ページのパブリックコメントの意見を受け文章を修正しているが、腸内細菌と生き物との繋がりということで入れておられるので、この言葉がなければ意味がない。

(委員長)

私もそう思う。

(事務局)

パブリックコメントの趣旨を理解していなかった。この言葉をそのまま追記でよろしいか。

(委員)

腸内細菌についての内容が正しいか私も分からないので、あとで検討してほしい。

33 ページで、これもパブリックコメントの内容だが、高山・亜高山地域では地域固有種と表現しないほうがいいのではないか。それから、ナチュラリストという言葉が多く出てくるが、一般的にナチュラリストは、自然愛好家・自然主義者という意味であり、他県の人が見ると誤解するのではないか。県ナチュラリストと表示するか、どこかで注意書きをいれたほうがいい。

(委員)

私はナチュラリストとは何かと問われると「自然解説員」と答えている。日本語なら自然解説員でいい。

(事務局)

用語集で追記する。

(委員)

言葉の定義で、外来種に関してだが、移入種の方がいいと思う。移入種（外来種）とある。そこの定義が曖昧だとおかしくなる。環境省は「特定外来生物」は外国から来たものとしている。

(委員長)

外来種と移入種の使い分けをしっかりとる必要がある。

(事務局)

外来種・移入種についての定義について検討します。

(委員)

文言は、いろいろあるので後ほど事務局に言う。17 ページの淡水魚類約 100 種類という記述は多くないか。レッドデータブックでも 70 種とあるので、確認していただきたい。また、海草と海藻の藻場で違いがあるのか。

(委員)

アマモやホンダワラなどあわせて種子植物で海草、海藻は孢子植物で違う。

(委員)

38 ページの 7. 県産絶滅危惧植物の生息域外保全の表記について。対象となる植物は全部県産だから削除してもいいのではないか。36 ページの 11 行目の暖流系と冷水系の魚類 524 種はどの時点の調査でのことか確認してほしい。

(委員)

38 ページの県産のことだが、県産以外に国レベルの植物でも行っているのでは、そのように記入した。他でもそのように入っている。

(事務局)

魚類の 524 種については、今一度どの時点かを確認する。

(委員)

生息域外保全は植物園の中でということか。

(委員)

そうだ。生息域外保全とは自生地で保全できないものについて動物園、植物園などで

保全すること。国の戦略にも記載されている。

(委員)

9 ページの 10～11 行目の立山は「この立山火山が……」と書くと、立山連峰全体が立山火山を指すように感じられ誤解を招く。立山火山（弥陀ヶ原火山）はカルデラにあった。

(事務局)

弥陀ヶ原火山という言い方がどこまで県民に浸透しているか精査して、修正を検討します。

(委員)

委員のご指摘の里山の定義の件だが、イメージでは日帰り管理できる範囲のところ。ただ、五箇山、県東部では 500～600m でも里山がある。その辺、地図で調べるなどして決めていただければいい。

(委員長)

第 1 部はこの辺で、ご意見があれば事務局へお願いしたい。

(事務局)

引き続き第 2 部、第 3 部について説明。

(委員長)

第 2 部は県の施策が中心なので第 3 部を中心に議論いただきたい。

(委員)

パブリックコメントにあるように、やはり圃場整備による水路の基盤整備の影響が大きい。用排水路の整備により、段差ができ生き物が行き来できなくなった。多くの生き物が生息・生育できる環境の保全を検討するとか対策に取り組むなど踏み込んだ内容にしてほしい。回復するなどの内容がほしい。96 ページの 20 行目のオオカワヂシャやオオクチバスとあるが、植物などは難しいのでわかりやすいポピュラーな植物（セイタカアワダチソウなど）を追加してほしい。

(委員)

私も水辺環境はとても重要だと思う。私の近所の水路も三方コンクリートで固められているが、整備されてから時間が経っており、コンクリートのひび割れから植物が生えたり、トノサマガエルが生息するようになってきた。現在はまことにいい具合の生息地になっている。生き物はたくましい。

富山県は真面目で構造改善事業も 100% 行っている。そのため、水路はきれいになったが、生物がすめる水路などにも取り組んでほしい。水質保全計画の県の事業でもそういった項目を入れてほしい。

(委員)

生物多様性と農林水産業は関わりが深い。国の施策として日本型直接支払い制度が始まる。その中で以前あった中山間地・農地水・農地保全などのものが入るので、そのような取り組みを活用してもらえればと思う。そういったことも記載してほしい。

(委員)

いろいろ意見を取り入れていただいた。46 ページの「保全」という言葉と「保護」という言葉の使い分けを検討していただきたい。22 行目の自然公園は「保全」でなく「保護」という面が強い。保護というのが最初にくると思う。47 ページの 24 行目の湿地の

生態系の「保全」とあるが、これも「保護」ではないかと考える。検討いただきたい。

73 ページも私のこだわりだが、「3 各種計画への位置づけ」で「富山県農業・農村振興計画」とあるが、林業も計画があるので盛り込んでほしい。79 ページの 23 行目で農業の体験学習とあるが、農林としてほしい。

85 ページの 4 行目に原生的な天然林の「保全」とあるが、「保護」にしてほしい。また、87 ページの 7 行目「農業生産」とあるが「農林」としてほしい。90 ページの 32 行目の「住宅建築」を「木造建築」にしてほしい。

(委員)

富山湾などで、リュウグウノツカイなどの変わった魚が水揚げされたり、その他の地域でもダイオウイカなど話題になっている。県民としては、自然環境の変化なのか原因が分からず不安に思うこともあるので、こういったものをモニターして情報提供してくれる人がいればと思う。

また、用語集はありがたいが、本文に注釈を入れ、この言葉は用語集に説明があるということがわかるように対応してほしい。

(委員長)

モニターについては、県水産研究所など専門家が実施している。注釈を入れるのは当たり前のことなので事務局で修正すること。

これまでのご意見から修正が必要だが、修正内容については私と事務局に一任いただけるか。

(各委員)

異議なし。

(2) 希少野生動植物の保護対策のあり方について

(事務局)

あり方について説明。

(委員)

「6 生息地等の保護に関する規定 (1)生息地等保護区の指定」の最後についてだが、監視地区であれば、あらかじめ知事に届出をしていれば規制対象行為を行っていいのか。許可があれば捕獲できると誤って理解されるのではないか。また、土地の境界は明確に決められるものではないが、どうするのか。

(事務局)

土地の境界については、明確に皆が分かる場所で区切る必要があるので、道路などを境界にすることになると考えられる。また、看板を設置するなど分かり易くする。

規制については、まず指定された種は県内全域で捕獲・採取ができなくなる。研究や保護増殖は許可があればできる。集中的にいるところは保護区にし、特に多く生息・生育しているところは規制地域とする。生息地だけでは保全できないので、その周辺は監視地区として保全をしていきたい。ここがいわゆる緩衝地帯の役割を果たす。特に必要があればこのように地区を指定したい。

(委員)

生息地等保護区の件で、環境省ではレッドリスト種について、生息地を公表しないとある。指定すると一般の人に分かってしまう。私有地の使用制限はできるのか。

多くの場所でその辺の合意形成ができるのか課題がある。また、以前から飼育・栽培

されていた個体は除外されるのか。

(事務局)

民有地の制限については、条例なのでできる。しかし、慎重にしなければいけないと考えている。

生息地等の公表については、規制対象行為がある場合は罰則を設けるので、違反については対応できるのではないかと考える。

また、以前から飼育・栽培されていたものについては、罰則の対象にならない。2次的なものかどうかは、区別がつかないため判断は困難。しかし、将来的にはDNA分析などで分かるようになるかもしれないので、この規制の意味が無いわけではないと考える。

(委員)

石川県ではイカリモンハンミョウが生息する浜辺があり、車の侵入を止めているため、地元ともめているようだ。対象となる生き物が生息・生育している土地所有者にはデメリットになる可能性があり、しっかり保護に結びつくようなものにしないと意味がない。民有地を指定する場合は、慎重に理解を求める必要がある。

(委員長)

それでは、ご意見がでつくしたようなので保護対策のあり方については以上でよろしいか。内容については、了承されたとして私に一任でよいか。

(各委員)

異議なし。

(3) これまでの経緯と今後のスケジュールについて

事務局が説明し、了承された。